

初めに

2018年、新しい年を迎えました。
時候の挨拶や年賀状の類は、公職選挙法などで禁止されています。非礼とは思いますが、ご理解のほど宜しくお願い致します。

さて、昨年も多くの政治家の不祥事などが報道されましたが、熊本市議の議場への赤ちゃん同伴出席問題については肯定的な報道が目立ちました。

しかし、この熊本市議は直前に、「議会開会中に子供を預けたい。保育園やベビーシッター助成などの整備を」と議会側に要望していたようで、「議員を特別扱いできない」と却下された未での行動だそうです。

これが報酬の少ない町村議が同じ主張をした場合には理解できますし、応援したくなります。

しかし、熊本市議会議員の報酬は月78万円(年収1200万円超)です。
ベビーシッターを雇うなど余裕はあるはずで、「特別扱いできない」とした議会側の対応は理解できるものに思いました。

育児と仕事の両立に対する問題提起があったとはいえ、やるのなら市役所内保育所の整備を訴えるなど全職員若しくは市民にも還元できるものとすべきです。

どうしても議員のみを対象とした特別な対応をして欲しいのなら、税金を使うのではなく全国の議員による互助会的制度を作ってやったら良いと思います。

政治の原点はこういう助け合いで、私たち議員の得意とするところではないのか。

豊川市議会議員(豊川市民オンブズマン代表) 倉橋英樹



※ 議員のボーナス4年連続UP!?(賛成多数で可決) ※

12月議会では2014年から4度目となる特別職のボーナスを(議員で約34,700円)上げる議案が提出されました。私は以下の理由から反対討論を行いました・・・

愛知県の正社員の平均年収(従業員1000人以上)は635万2400円に対し、市議の報酬は800万円を超えており、市民の皆様から既に十分な報酬を頂いている。

第三者の視点となる豊川市特別職報酬等審議会の答申は「報酬据え置き」であるのに、自分たちで勝手にボーナス(年収)を上げてしまうのはおかしい。

今後、スズキの撤退や人口減少予測など豊川市財政の将来は楽観視できない。また、公共施設の統廃合など市民の痛みとなる経費削減がされる中で、議員が率先して報酬を上げるというのは、市民からの非難を免れない。

賛成派は人事院勧告を根拠に討論し、25対3で可決させてしまいました。無念。

オンブズ議員の活動報告

26

主権者の皆様へ

空家等対策計画について

本年度、私は建設産業委員会に所属し、所管事務調査において豊川市空家等対策計画について質疑する機会を得ましたので、紹介いたします。

～豊川市空家等対策計画に記載されていた施策と目標(抜粋)～

施策	目標(平成34年度末)
予防啓発や相談に対する助言、指導。	相談事案の解決率80%
空き家の利活用、空家バンクの創設	空家バンク登録数80件
空家等の除却(解体費補助)	老朽空家等の年間除却件数20件

【質疑】空家バンクの開設について

Q(倉橋の質問)	A(市当局の答え)
空家バンクの登録目標を平成34年度末で80件とした根拠は?	空家所有者(1,069件)へのアンケートで「空家バンクを利用したい」と回答された方が84件だった。これを登録に結び付けていくようにしたい。(豊橋市の実績値は14件)
空家バンクの開設には、税金が使われる。お客様を宅建協会に紹介することになるので、仲介手数料などを減らして貰うなど市民に還元できないか。	宅建協会と協定内容の準備を進めているが、協定書で媒介の報酬を一般売買等と変わらないものとしている。 他市も同様の規定で、本市のみ安くは出来ない。

【質疑】各課との連携について

Q(倉橋の質問)	A(市当局の答え)
本市には、空店舗情報バンクと農地情報バンクが既にある。 農地を借りたい人が近くの空家も借りたいなどした時に、一括して見られると良い。まずは、市HP上でリンクし合うなどの対応をしてはどうか。	同じ人がそれぞれのバンク情報を必要とするケースも想定される。 それぞれのページにおいてリンクを貼るなど、必要な情報を入手し易いような仕組みを商工観光課、農務課と連携していきたい。

なお、空き家に対する総合窓口は建築課となっています。相談や疑問などあれば豊川市建築課へご連絡頂ければと思います。

ご意見やご質問、情報提供などお待ちしております。

制作及び文章責任	くらはし ひでき 倉橋 英樹	連絡先(携帯) 090-6577-6895 fpkura@yahoo.co.jp
住所 FB	愛知県豊川市御津町広石広国49-1 https://www.facebook.com/fpkura	

報告紙の一部を福祉作業所様に配布委託しています。地域によって配布時期が異なる等ありますが、ご理解願います。私の高い議員報酬を有効に使わせて頂いております。

12月定例会 / 一般質問

小中学校空調設備設置工事の設計業務委託について

今回は、下記表に示した小中学校空調設備設置工事に関わる基本設計（予算額2,800万円）と実施設計（同3,300万円）の入札結果についての疑問から、質問しました。

・基本設計と実施設計の落札率の状況（100%超は予定価格オーバー）

	A	B	C	D	E	F	G
基本設計	90.64%	94.89%	100.29%	104.14%	104.14%	106.07%	辞退
実施設計	指名除外	98.18%	108%	指名除外	130.91%	103.09%	辞退

基本設計の落札者Aは何故か実施設計では指名されず、落札率が高騰していた。
 なお、実施設計の入札ではAとDの代わりに別の2業者が参加していたが、いずれも予定価格以上の応札額だった（AとFは市内業者、Bは豊橋、それ以外は名古屋の業者）。

（質問・答弁要旨抜粋）

Q（倉橋の質問）	A（市当局の答え）
小中学校空調設備設置工事の基本設計業務委託と実施設計業務委託の、それぞれの業務内容の概要は？	基本設計業務は、校舎内の既存の電気設備等の調査から、空調方式の検討等設備の概要や関係法令の確認やコスト試算等、全体のプランを作成する。 実施設計は、基本設計の内容をもとに詳細検討を行い、施工に必要な実施設計図面、工事設計書を作成する。
指名業者の決定にあたり、基本設計及び実施設計ではそれぞれどういう議論があって選定に至っているのか。	指名業者選定要綱に基づき、業務主管課から候補となる業者名を添えた入札・見積り依頼書が提出された後、入札等審査委員会で「参加資格を有しているか」「市内業者優先等」を踏まえて決定。
基本設計をやった業者が実施設計をやる方が効率は良いと聞く。基本設計業務で落札した業者が実施設計業務で指名されなかった理由は？	基本設計と実施設計業務は連続性があり 、関連したものであることは承知している。 しかし業務は別々なので、入札実施にあたってはそれぞれに指名業者選定を行った。
基本設計業務の入札後、落札業者と業務主管課との間で、打ち合わせが持たれたと聞く。落札後に業務能力を疑問視するかのよう内容だったとも聞くが？	打ち合わせは、建築士法第24条の7に定められた「重要事項の説明等」だった。 業務能力を疑問視するものではなく、業務の進め方や施行体制等について説明を受け、業務主管課による確認を目的として行った。

最後の建築士法にある「打ち合わせ」は、打ち合わせ方法が案件ごとに違い、その対応の差異から「降りろ」と言われている様だと誤解を生んでいました。

語弊をおそれず言えば、今までしっかり対応していなかったとも言えます。
 今後は、打ち合わせ方法の制度化、提出書類の形式を整えるなど、統一した対応をするよう指摘をさせて頂きました。

また、基本設計を落札した会社Aは一級建築士の資格を持つ豊川市の業者であるにも関わらず、実施設計で指名競争入札に参加できなかった理由は・・・？（右ページに続く）

税金の使い方を考えよう

小中学校空調設備設置工事の設計業務委託について

（左からの続き）
 基本設計の落札業者Aが実施設計で外された理由となるものを探すと、入札に関する特記仕様書というのがあり、「**管理技術者に建築設備士若しくは設備設計一級建築士を配置すること**」とありました（基本設計時には無かった条件です）。
 そこで質問を続けました。

（質問・答弁要旨抜粋）

Q（倉橋の質問）	A（市当局の答え）
管理技術者に 建築設備士若しくは設備設計一級建築士を配置すること とした理由は？	電気、機械等の設備面での専門性が高い業務であり、業務を統括する立場の管理技術者に、 設備面での有資格者を求めることは必須であると判断した。
工事の現場代理人は常用雇用者である必要があるが、管理技術者も常用雇用の限定があるのか。	常用雇用者の限定については、業務の内容上、常用雇用者であることが好ましいと考えている。 （限定されていない）
基本設計の落札者Aは、 設備に関する業務を一部再委託 している。その下請け業者は本市に指名願いを出しているか。また、 建築設備士等の資格者はいるか？	当該下請け業者は、入札参加資格業者として登録されており、 建築設備士も1名登録されている。 （実施設計業務の入札参加条件に当てはまる）
基本設計を下請けでやったということは 価格面でも期待 できる。この下請け業者を実施設計の指名入札に加える検討はしなかったのか。	個別業者の指名に係る検討状況を申し上げることはできない。 市内はじめ県内の登録業者から、指名業者選定要綱に基づき、 適当である と考える業者を指名した。
落札率から見れば競争しなくなっている。予定価格オーバーの業者、入札辞退者を指名し続けるのはおかしい。 一般競争入札にするか、「最小の経費で最大の効果」を得るためのルール作り を。	「公契約のあり方検討委員会」で、各種制度改革を検討しており、質問にあるような 「品質と適正な履行を確保した業者選定」 を目指していきたい。
品質と適正な履行の確保という部分で、国や県などは「 設計業務照査の実施 」や「 赤黄チェックの実施 」など取り組んでおり、改善のデータも出ている。本市にも応用できるものがあるのではないか。	国などでは、設計業務委託の成果品の品質向上を図り、一定の成果を上げている。同様の方法が本市にも適用できるか検討する必要がある。 本市としては、これらの方法を検討する中で、 効果の見込めるものについては、活用 をしていきたい。

今回基本設計の下請けを行った業者は決して小さな業者では無く、県の仕事も受注する西三河の業者と聞いています。

私なら、予定価格オーバーの業者や入札辞退者を再度指名などせず、今回のような連続性のある業務は基本設計を行った業者にも参加してもらうか、参加条件に合わない場合には下請け業者を指名するなどして、「**最小の経費で最大の効果**」が得られるようにしたい。
 また、**指名に係る検討状況は非公開との答弁**だったが、国は既に公開の方向で動いている。

指名に係る検討状況も含め、堂々と公開できる透明性あるルールを作って欲しい。